

堺市国民保護計画（変更案）についてのご意見の要旨と本市の考え方

	ご意見の要旨	市の考え方
○核シェルターの普及・設置について		
1	<p>日本では核シェルターの設置が遅れているとマスコミ等で話題になる事があります。その都度、必要性が語られるのですが、普及・設置が進んでいないと感じています。</p> <p>堺市に新規の公共施設を建設する際には、核シェルター機能を持たせることを必須とする、また、既存の地下街にその機能を設置することが必要と考えます。</p> <p>堺市がそのように市民の安全を考え対策が進んでいたら、堺市に居住したい国民が増えて堺市の発展にも繋がると考えます。</p>	<p>国民保護事象発生時の避難については、小中学校や体育館などの公共施設を指定避難所に指定し、市民の皆様に対して避難行動等を周知するとともに、民間施設等についても啓発を通じて避難場所としての理解と協力を求めています。</p> <p>また、核シェルターについては、整備基準や仕様が示されていない状況であり、国の動向等に注視して検討していきます。</p>
○避難訓練について		
2	<p>避難訓練を是非実施していただきたい。消防訓練は多くの方が小学校時代から経験していると思います。実際に火事に合う確率が低くても、その効果は大きいと考えます。訓練を一度受けるのと経験しないのでは個々人の対応には雲泥の差が出てきますし、救助者の妨げにならない為にも訓練は必要と考えます。</p> <p>数年に一度でよいので、是非訓練を実施いただきたいと考えます。</p>	<p>全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達等で弾道ミサイル発射を知った時には、できうる限り近傍のコンクリート造等の堅牢な施設や地下街等の地下施設など屋内へ退避するよう、国が策定する「国民の保護に関する基本指針」に示されており、年4回実施する全国瞬時警報システム全国一斉情報伝達試験等の機会を通じ、武力攻撃やテロなど有事の際の避難行動について、平素から周知していきます。</p> <p>また、国民保護に関する訓練については、国・府と連携し図上訓練を実施します。</p>
○計画（変更案）に対する意見について		
3	<p>計画（変更案）内において、米軍と自衛隊との連続記載がある場合、必ず米軍が先に記載されています。日本国内で日本国民を守るのは自衛隊であり、米軍は補助の関係にあると考えますので、先ず自衛隊を記載してその後に米軍を記載するべきと考えます。</p>	<p>ご意見について、「米軍・自衛隊の行動の円滑化に関する法制」を、国民保護法制整備本部会議（内閣官房）の資料記載のとおり、「自衛隊・米軍の行動の円滑化に関する法制」に変更します。</p>
4	<p>39頁の「(市) 対策本部の設置」中に上下水道局長とありますが、上下水道事業管理者の別称を上下水道局長としているだけで、公文書である「堺市国民保護計画」に記載するのは、いかななものかと考えます。</p>	<p>ご意見について、堺市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例第7条により「管理者は、上下水道局長とする。」とあるため、上下水道局長としています。</p>

堺市国民保護計画（変更案）についてのご意見の要旨と本市の考え方

5	53 頁の「避難住民の誘導」中に市職員等には、防災服、腕章、旗、及び特殊証票等を携行させるとありますが、旗以外は着用させる方がよいと思います。	ご意見について、防災服、腕章は着用に、旗、特殊証票等は携行に変更します。
---	---	--------------------------------------